

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子どもたちを力強く支援し、その未来を開くため、臨時・特別の一時金を支給し子育て世帯の支援を行います。

なお、申請が必要な人には12月末に申請書などを発送しました。忘れずに期日までに申請してください。

申請受付期間

1月4日(火)～3月31日(木)

### 給付対象者 (対象となる児童)

- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付除く）が支給された児童
- ②平成15年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた児童  
※配偶者を有する児童は除きます。
- ③令和3年9月1日～令和4年3月31日の間に生まれた児童



### 受給権者

- ・児童手当（特例給付除く）受給者またはそれに準ずる人
- ・給付対象者①～③の保護者のうち、所得の高い人  
※児童手当の所得制限を下回る人に限ります。

#### ○申請の要否について

##### 【申請が必要な人】

- 1 給付対象者②の受給権者のうち、児童手当（令和3年9月分）の支給対象であった弟妹がいない人
- 2 給付対象者①～③の受給権者のうち、東郷町における「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の対象ではなかった公務員
- 3 給付対象者③の受給権者のうち、令和4年1月以降に児童手当の認定請求をした人

##### 【申請不要の人】

給付対象者①の受給権者など、上記【申請が必要な人】に該当しない人

### 給付金額

#### 給付対象者（児童）1人につき現金10万円

※クーポン分の5万円を含めて10万円

### 申請方法

町が12月末に発送した申請書に必要事項を記入し、同封した返信用封筒で提出書類とあわせて役場に郵送または子育て応援課窓口へ提出

#### 【提出書類】

- 1 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書
- 2 通帳やキャッシュカードの写しなど、受給権者名義の口座がわかる書類
- 3 〔公務員〕児童手当認定書など、児童手当の受給が確認できる書類

### 振り込み時期

#### 【申請が必要な人】

申請書類受付後、申請内容を審査の上、支給決定を行います。

申請書を受理した日の属する月の翌月の振込を予定しています。（詳しくは、振込通知でご確認ください）

#### 【申請不要の人】

令和3年12月23日(木)に児童手当などの振込口座に振り込みました。

通帳などでご確認ください。

※令和3年12月中の児童手当認定請求者は、令和4年1月下旬の支給を予定しています。



※詳しくは、町ホームページでご確認ください。

